

緊急災害時(暴風警報・特別警報発令・地震等)の対応について

寝屋川市立梅が丘小学校

〈気象警報発表時の対応〉

東部大阪に暴風警報発令時の対応措置 (寝屋川市は東部大阪です)	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>気象情報に注意し、下記の措置をとります。</p> <p>① 直ちに緊急一斉下校をとります。 下校に際しては、児童の安全を第一に考え、教職員の引率のもと、集団下校等の措置をとります。</p> <p>② 緊急一斉下校が危険であると判断される場合は、児童の安全に十分配慮の上、校内に待機させ、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。</p> <p>③ <暴風警報解除の時> 児童を校内に待機させた場合、被害状況、特に道路の状況を把握し、適切な措置をとります。</p>	<p>気象情報に注意し、下記の措置をとって下さい。</p> <p>① 午前7時現在東部大阪に暴風警報発令中の場合は児童の登校を見合わせ自宅で待機させて下さい。</p> <p>② 午前9時までに、暴風警報が解除された場合は、午前10時始業とします。 ※給食は実施いたしますが、給食開始時刻・献立等については、状況に応じて対応します。</p> <p>③ 午前9時現在、暴風警報発令中の場合は、臨時休業とします。</p>
東部大阪に大雨・暴風等の特別警報発令時の対応措置	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>気象情報に注意し、ただちに命を守る行動をとるとともに、下記の措置をとります。</p> <p>① 児童の安全に十分配慮の上、児童を校内に待機させ、保護者への引き渡しによる下校措置をとります。</p> <p>② <特別警報ならびに暴風警報解除の時> 児童を校内に待機させた場合は、被害状況、特に道路状況を把握し、適切な措置をとります。</p>	<p>気象情報に注意し、下記の措置をとって下さい。</p> <p>① 午前7時現在東部大阪に特別警報発令中の場合は児童の登校を見合わせ自宅で待機させて下さい。</p> <p>② 午前9時までに、特別警報ならびに暴風警報が解除された場合は、午前10時始業とします。 ※給食は実施いたしますが、給食開始時刻・献立等については、状況に応じて対応します。</p> <p>③ 午前9時現在、特別警報発令中の場合は、臨時休業とします。</p>
災害や緊急事件が発生した場合の対応措置	
児童が在校時の措置	児童が在宅時の措置
<p>市教育委員会の了承を得て、児童の安全に十分配慮の上、その時の状況に応じて「緊急一斉下校」または「学校待機」のいずれかを速やかに決定します。</p> <p>「緊急一斉下校」措置の場合、「自宅」または「緊急時下校先」に下校する児童につきましては、教職員が付き添うなど、児童の安全確保を図り下校します。「学校待機」の児童は、学校より連絡をしますのでお迎えをお願いします。</p>	<p>学校における安全が確保できない場合、市教育委員会の了承を得て、「自宅待機」または「臨時休業」といたします。学校より『メールねやがわ「校区情報」』により情報を配信しますが、被害の状況や程度によっては、学校からの連絡ができない場合も想定されます。その際にはラジオ等で情報を把握していただき、各ご家庭で対応していただきますようお願いいたします。</p>

〈地震発生時の対応〉

児童生徒が在宅時の対応措置	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
原則、平常通り授業を行います。 ※被害状況によっては、臨時休業や始業時刻の繰り下げの措置をとる場合もあります。	臨時休業 とします。
児童生徒が登下校時の対応 ※大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、原則学校に避難する。	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
校舎等の設備点検を行い、異常が無ければ平常通り授業を行います。 ① <下校時の対応> 通学路の道路状況を把握、安全確認後、 教職員の引率のもと、集団下校等の措置 をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。	臨時休業 とします。 ① 全児童生徒を学校待機とし、 保護者への引き渡しによる下校措置 をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。
児童生徒が在校時の対応措置 ※大きな揺れを感じた場合、落下物がない場所等、安全な場所に一時避難し、揺れが収まった後、安全な場所に集合し、児童生徒の安否確認を行う。	
震度 4 以下の場合	震度 5 弱 以上の場合
校舎等の設備点検を行い、異常が無ければ授業を再開します。 ① <下校時の対応> 通学路の道路状況を把握、安全確認後、 教職員の引率のもと、集団下校等の措置 をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。	臨時休業 とします。 ① 全児童生徒を学校待機とし、 保護者への引き渡しによる下校措置 をとります。 ※保護者不在家庭に対しては、個々の実態に応じた措置をとります。

※登校前や登校時など、児童生徒の安全を第一に考え、保護者の判断において登校を見合わせるなどの対応をする場合、学校にその旨を連絡してください。